

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	茨城県 稲敷郡美浦村 (084425)
地域名 (地域内農業集落名)	D地区 (大谷、信太、興津、土屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	50.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	50.0 ha
② 田の面積	49.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区においては平たんな田と谷津田が混在している。土地改良は実施されておらず、計画もないためほ場1枚当たりの面積も狭小で耕作しにくい状況となっている。 ・全体的に湿田が多く見受けられ、また谷津田においては高低差が大きいので、田んぼを大きくすることも難しく、維持管理に時間がかかるため今後の荒廃化も懸念される。作付け品目は水稻及びそばが中心で、その他に作物については収益が見込まれない。 ・担い手の数は少ないものの、年齢は比較的若く、今後も継続して耕作が続けられる見込み。 ・集約については所有者と耕作者の個人間の結びつきが強いので、難しい部分もある。 ・作目は水稻が主である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

このエリアについては担い手は少ないものの、若手の農家を中心に意欲的に耕作が進められている。今後も継続的に耕作していくことが見込まれるため、農地集約をはかりながら効率的な農地利用を目指していきたい。谷津田に関しては可能な限り荒廃化しないよう、維持管理に努めていく。また、農地中間管理事業を利用し、認定農業者、規模拡大意向の農業者、大規模経営体等への農地集積・集約を推進していく。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。水稻を中心とし地域内の担い手にとらわれず、担い手が途切れないよう農業者、地権者どうしの関係構築を図る必要がある。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	55	%	将来の目標とする集積率
			55 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手に集積された農地を担い手同士が相互的に集約化していくことを目標とする。団地化面積の拡大。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・農地中間管理機構を活用して、地区の農地利用は、認定農業者、規模拡大意向の農業者、大規模経営体等を主に農地集積を進める。 ・農用地にかかわる管理等については、耕作者だけでなく農地所有者が一体となって取り組む体制づくりを検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の貸借については、農地中間管理事業を活用し、担い手への集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組
・農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化、耕作条件改善などの基盤整備について今後、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・認定農業者、規模拡大意向の農業者、大規模経営体等の能力強化と新規就農者の育成及び他地域の農業者の受入れや企業参入を促進し、農地の有効利用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・防除作業(薬剤散布)は、水郷つくば農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①ナガエツル等の被害拡大を防ぐため、対策や処理方法について農業者への情報共有を図っていく。②特別栽培米【美浦そだち】を地域の特産物として拡大を図る。③農作業の省力化を目標とした、ドローンなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	2.3 ha	ha	水稻	2.3 ha	ha	1	
認農		水稻	4.3 ha	ha	水稻	4.3 ha	ha	2	
認農		水稻	3.1 ha	ha	水稻	3.1 ha	ha	3	
認農		水稻	11.3 ha	ha	水稻	11.3 ha	ha	4	
認農		そば	0.1 ha	ha	そば	0.1 ha	ha	5	
認農		水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	6	
認農		水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	7	
認農		水稻	2.6 ha	ha	水稻	2.6 ha	ha	8	
認農		水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	9	
利用者		水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	10	
利用者		水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	11	
利用者		水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	12	
認農		そば	1.6 ha	ha	そば	1.6 ha	ha	13	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		32.5 ha	0 ha		32.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	水郷つくば農業協同組合	防除・薬剤散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。